

彩DCプランにおける選択型DC導入

年金制度改正法により2022年10月から企業型DCに加入している方も原則としてiDeCoに加入できるようになります。そこで当基金では、彩DCプランの更なる活用方法として、加入者さまに活用効果が多い選択型DCの導入を検討しております。



“セカンドライフ”に対する自助努力の必要性が高まる中 DC制度で加入者さまが掛金を拠出する方法は以下の3つがあります

個人型 **方法1**
iDeCo

ご自身が運営管理機関を選択し、申込手続き・掛金拠出を行う方法

法令の拠出限度額
12,000円まで
かつ事業主掛金と合わせて
27,500円まで
(2022年10月1日施行)

掛金に係る税制
社会保険料
(所得税・住民税は対象外)

口座管理手数料
本人が負担する

企業型 **方法2**
マッチング拠出

事業主掛金の上乗せとして、給与天引きにてDC掛金を拠出する方法

法令の拠出限度額
事業主掛金額と同額まで
かつ事業主掛金と合わせて
27,500円まで

掛金に係る税制
社会保険料
(所得税・住民税は対象外)

口座管理手数料
事業主が負担する
(追加の費用はかかりません)

2022年導入予定

企業型 **方法3**
選択型DC

賞与（給与）の受取方法を工夫することで、DC掛金を拠出する方法

法令の拠出限度額
現在の事業主掛金と
合わせて
27,500円まで

掛金に係る税制
無し
(所得税・住民税、社会保険料は対象外)

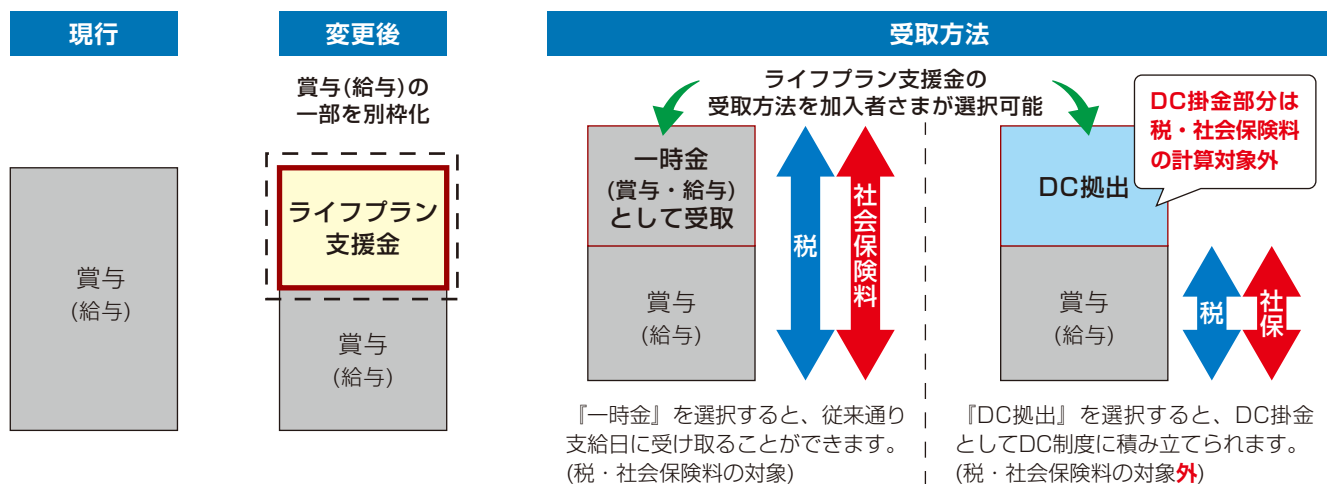
口座管理手数料
事業主が負担する
(追加の費用はかかりません)

注)「マッチング拠出」「選択型DC」は、事業所さまが制度を導入していない場合で選択できません。



選択型DCってどんな制度…？

賞与（給与）の受取方法に選択肢を設け、加入者さまご自身にその受け取り方を選択していただくものです。税制優遇措置を活用して、効率的にセカンドライフの積み立てを行いたい方にとって、大変効果的な制度です。



- 賞与（給与）の一部を別枠化し、「ライフプラン支援金制度(仮称)」を創設します。
- 別枠化した「ライフプラン支援金制度(仮称)」の受取方法を、**加入者の皆さまが『一時金（賞与・給与として受取）』か『DC拠出』から選択します。**

本人拠出の取り扱いについては、事業所さまの制度導入状況により異なります。

「選択型DCのご案内(彩企業年金基金ホームページ)ID:16177 パスワード:sai16177」詳しくはこちら⇒

